

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、大分市発注による 令和8年度大南地域グリーンスローモビリティ運
行業務委託 を共同連帯して履行することを目的とする。

(名 称)

第2条 当共同企業体は、_____企業体（以下「企業体」という。）と
称する。

(事務所の所在地)

[illegible]

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、第1条に規定する業務の完了後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(商号又は名称) を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、入札及び見積りに関する権限、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の出資の割合は、次のとおりとする。

(商号又は名称)	_____	____%
(商号又は名称)	_____	____%
(商号又は名称)	_____	____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務の請負契約の履行その他業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合に応じ構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合に応じ構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、当企業体が第 1 条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ ほか _____ 社は、上記のとおり _____ 企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

商号又は名称
代 表 者

⑩

商号又は名称
代 表 者

⑩

商号又は名称
代 表 者

⑩